

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市		区	市
千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日
五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日
選挙人の数	八八、七六六円	一三七、八五〇円	選挙人の数	四八、七六六円	一三七、八五〇円	選挙人の数	四八、七六六円	一三七、八五〇円	選挙人の数	四八、七六六円	一三七、八五〇円
二千人未満	五九、七六九	一七一、一二四	二千人未満	四八、七六六	一三七、八五〇	二千人未満	四八、七六六	一三七、八五〇	二千人未満	四八、七六六	一三七、八五〇
三千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	三千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	三千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	三千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五
五千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	五千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	五千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	五千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五
一万人以上満	八四、一五二	二四〇、〇四九	一万人以上満	八四、一五二	二四〇、〇四九	一万人以上満	八四、一五二	二四〇、〇四九	一万人以上満	八四、一五二	二四〇、〇四九
一万五千人以上満	一一九、五三八	三〇四、二四八	一万五千人以上満	一一九、五三八	三〇四、二四八	一万五千人以上満	一一九、五三八	三〇四、二四八	一万五千人以上満	一一九、五三八	三〇四、二四八
二万人未満	一三〇、五四一	三七五、五二二	二万人未満	一七四、五五二	五〇八、六一八	二万人未満	一七四、五五二	五〇八、六一八	二万人未満	一七四、五五二	五〇八、六一八
二万人以上	一五二、五四七	四四二、〇七〇	二万人以上	一九六、五五九	五七五、一六六	二万人以上	一九六、五五九	五七五、一六六	二万人以上	一九六、五五九	五七五、一六六

3 第一項の投票所で、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十條第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市		区	市
千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日
五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日
選挙人の数	一〇、五四四円	一一、二〇八円	選挙人の数	八、八〇四円	九、五〇八円	選挙人の数	八、八〇四円	九、五〇八円	選挙人の数	八、八〇四円	九、五〇八円
二千人未満	一〇、五四四	一一、二〇八	二千人未満	八、八〇四	九、五〇八	二千人未満	八、八〇四	九、五〇八	二千人未満	八、八〇四	九、五〇八
三千人以上満	一一、七〇五	一二、五八五	三千人以上満	九、六五四	一〇、三五八	三千人以上満	九、六五四	一〇、三五八	三千人以上満	九、六五四	一〇、三五八

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市		区	市
千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日
五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日
選挙人の数	八八、八八六円	二〇六、七二六円	選挙人の数	四七、七六八	一〇六、八八四	選挙人の数	四七、七六八	一〇六、八八四	選挙人の数	四七、七六八	一〇六、八八四
二千人未満	八八、八八六	二〇六、七二六	二千人未満	四七、七六八	一〇六、八八四	二千人未満	四七、七六八	一〇六、八八四	二千人未満	四七、七六八	一〇六、八八四
三千人以上満	二二六、三三〇	二八二、四九二	三千人以上満	二二六、三三〇	二八二、四九二	三千人以上満	二二六、三三〇	二八二、四九二	三千人以上満	二二六、三三〇	二八二、四九二
五千人以上満	二二六、三三〇	二八二、四九二	五千人以上満	二二六、三三〇	二八二、四九二	五千人以上満	二二六、三三〇	二八二、四九二	五千人以上満	二二六、三三〇	二八二、四九二
一万人以上満	二八二、四九二	三三〇、六五六	一万人以上満	二八二、四九二	三三〇、六五六	一万人以上満	二八二、四九二	三三〇、六五六	一万人以上満	二八二、四九二	三三〇、六五六
一万五千人以上満	三三〇、六五六	三九八、九八四	一万五千人以上満	三三〇、六五六	三九八、九八四	一万五千人以上満	三三〇、六五六	三九八、九八四	一万五千人以上満	三三〇、六五六	三九八、九八四
二万人未満	三三〇、六五六	四〇〇、五九六	二万人未満	三三〇、六五六	四〇〇、五九六	二万人未満	三三〇、六五六	四〇〇、五九六	二万人未満	三三〇、六五六	四〇〇、五九六
二万人以上	四〇〇、五九六	四七九、七七二	二万人以上	四〇〇、五九六	四七九、七七二	二万人以上	四〇〇、五九六	四七九、七七二	二万人以上	四〇〇、五九六	四七九、七七二

3 第一項の投票所で、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十條第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村		投票日	区市町村	
	区	市		区	市		区	市		区	市
千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日	千五百人以上満	平	日
五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日	五百人以上満	休	日
選挙人の数	一一、八五九円	一三、七六九円	選挙人の数	一四、三二六円	一五、四〇八円	選挙人の数	一四、三二六円	一五、四〇八円	選挙人の数	一四、三二六円	一五、四〇八円
二千人未満	一一、八五九	一三、七六九	二千人未満	一四、三二六	一五、四〇八	二千人未満	一四、三二六	一五、四〇八	二千人未満	一四、三二六	一五、四〇八
三千人以上満	一五、二二五	一六、二二七	三千人以上満	一六、五八二	一七、八五六	三千人以上満	一六、五八二	一七、八五六	三千人以上満	一六、五八二	一七、八五六

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
	平日	休日				
区	平日	休日	区 の 選 日	投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
市	平日	休日	区 の 選 日	投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
町	平日	休日	区 の 選 日	投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
村	平日	休日	区 の 選 日	投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

二千人未満	一五、七五六	一六、八二二	一四、九〇六	一五、九六二	一五、四〇七	一六、六三九
二千人未満	一六、六〇六	一七、六六二	一四、九〇六	一五、九六二	一七、六〇八	一九、〇一六
三千人未満	一七、四五六	一八、五一二	一七、〇〇七	一八、三三九	一八、四五八	一九、八六六
五千人未満	一九、六五七	二〇、八八九	二〇、七二〇	二二、四七〇	二二、〇六一	二四、九九七
一万八千未満	二六、二六〇	二八、〇二〇	三〇、三二三	三二、六〇一	三〇、三二三	三二、六〇一
一万八千以上	三〇、一六一	三二、〇九七	三五、五六五	三八、二〇五	三六、九二六	三九、七三二
二万人以上	三四、五六三	三六、八五一	三九、九六七	四二、九五九	四一、三一八	四四、四八六

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
	平日	休日				
区	平日	休日	区 の 選 日	投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
市	平日	休日	区 の 選 日	投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
町	平日	休日	区 の 選 日	投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
村	平日	休日	区 の 選 日	投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数

二千人未満	一八、一一一	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一六、九四二	一八、二二六
二千人未満	一九、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇二四	一九、二〇八	二〇、六六四
三千人未満	二一、五四六	二二、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二二、八三四	二三、四七二
五千人未満	二六、〇七八	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、一〇〇	二五、九二〇
一万八千未満	三二、七七九	三三、九六三	三三、八八四	三六、四三二	三〇、八九九	三三、二六四
一万八千以上	四六、一八四	四九、四六〇	五二、〇二二	五六、〇一六	三九、九六二	四三、〇五六
二万人以上	六二、八五五	六七、四〇五	六二、〇七六	六五、八〇八	四九、〇二六	五二、八四八

投票所 区の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上満	五九、七六九	一七一、一二四	四八、七六六	一三七、八五〇	五九、七六九	一七一、一二四	五九、七六九	一七一、一二四
千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	七三、一四九	二〇六、七七五	八四、一五二	二四〇、〇四九	七三、一四九	二〇六、七七五
二千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	七三、一四九	二〇六、七七五	九五、一五五	二七三、三二三	七三、一四九	二〇六、七七五
三千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	七三、一四九	二〇六、七七五	九五、一五五	二七三、三二三	七三、一四九	二〇六、七七五
三千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	七三、一四九	二〇六、七七五	九五、一五五	二七三、三二三	七三、一四九	二〇六、七七五
五千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	七三、一四九	二〇六、七七五	九五、一五五	二七三、三二三	七三、一四九	二〇六、七七五
五千人以上満	七三、一四九	二〇六、七七五	七三、一四九	二〇六、七七五	九五、一五五	二七三、三二三	七三、一四九	二〇六、七七五
一万人以上満	八六、五二九	二四二、四二六	一一九、五三八	三三二、二四八	一三〇、五四一	三三二、二四八	一一九、五三八	三三二、二四八
一万人以上満	八六、五二九	二四二、四二六	一一九、五三八	三三二、二四八	一三〇、五四一	三三二、二四八	一一九、五三八	三三二、二四八
一万人以上満	八六、五二九	二四二、四二六	一一九、五三八	三三二、二四八	一三〇、五四一	三三二、二四八	一一九、五三八	三三二、二四八
一万人以上満	八六、五二九	二四二、四二六	一一九、五三八	三三二、二四八	一三〇、五四一	三三二、二四八	一一九、五三八	三三二、二四八
一万人以上満	八六、五二九	二四二、四二六	一一九、五三八	三三二、二四八	一三〇、五四一	三三二、二四八	一一九、五三八	三三二、二四八
一万人以上満	八六、五二九	二四二、四二六	一一九、五三八	三三二、二四八	一三〇、五四一	三三二、二四八	一一九、五三八	三三二、二四八
二万人以上	一五二、五四七	四四二、〇七〇	一九六、五五九	五七五、一六六	二〇七、五六二	六〇八、四四〇	一九六、五五九	五七五、一六六

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票所 区の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上満	一〇、五四四円	一一、二〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	一〇、五四四円	一一、二〇八円
五百人以上満	一一、七〇五	一二、五八五	九、六五四	一〇、三五八	一一、〇〇五	一一、八八五	一一、七〇五	一二、五八五
千人以上満	一一、七〇五	一二、五八五	九、六五四	一〇、三五八	一一、〇〇五	一一、八八五	一一、七〇五	一二、五八五
千人以上満	一一、七〇五	一二、五八五	九、六五四	一〇、三五八	一一、〇〇五	一一、八八五	一一、七〇五	一二、五八五
二千人以上満	一五、七五六	一六、八二二	一四、九〇六	一五、九六二	一五、四〇七	一六、六三九	一五、七五六	一六、八二二
二千人以上満	一五、七五六	一六、八二二	一四、九〇六	一五、九六二	一五、四〇七	一六、六三九	一五、七五六	一六、八二二
三千人以上満	一六、六〇六	一七、六六二	一四、九〇六	一五、九六二	一七、六〇八	一九、〇一六	一六、六〇六	一七、六六二
三千人以上満	一六、六〇六	一七、六六二	一四、九〇六	一五、九六二	一七、六〇八	一九、〇一六	一六、六〇六	一七、六六二
五千人以上満	一七、四五六	一八、五二二	一七、一〇七	一八、三三九	一八、四五八	一九、八六六	一七、四五六	一八、五二二
五千人以上満	一七、四五六	一八、五二二	一七、一〇七	一八、三三九	一八、四五八	一九、八六六	一七、四五六	一八、五二二
一万人以上満	一九、六五七	二〇、八八九	二二、七二〇	二五、四七〇	二五、〇六一	二六、九九七	一九、六五七	二〇、八八九

投票所 区の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上満	一〇六、八八四	二二九、八八〇	一一三、八八二	二七九、〇四四	一〇六、八八四	二二九、八八〇	一一三、八八二	二七九、〇四四
千人以上満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一二三、三二八	三二〇、六五六	一二六、三三〇	二八一、四九二	一二三、三二八	三二〇、六五六
二千人以上満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一二三、三二八	三二〇、六五六	一二六、三三〇	二八一、四九二	一二三、三二八	三二〇、六五六
三千人以上満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一二三、三二八	三二〇、六五六	一二六、三三〇	二八一、四九二	一二三、三二八	三二〇、六五六
三千人以上満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一二三、三二八	三二〇、六五六	一二六、三三〇	二八一、四九二	一二三、三二八	三二〇、六五六
五千人以上満	一四三、三二八	二八二、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一四三、三二八	二八二、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六
五千人以上満	一四三、三二八	二八二、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一四三、三二八	二八二、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六
一万人以上満	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六
一万人以上満	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六
一万人以上満	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六
一万人以上満	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六
一万人以上満	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六
二万人以上	三二五、七五六	七二四、七四四	三三三、七四八	八七二、四〇〇	二九八、七五八	六七五、五八〇	三二五、七五六	七二四、七四四

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票所 区の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上満	一一、八五九円	一三、七六九円	一四、三一六円	一五、四〇八円	一一、〇五〇円	一二、九六〇円	一一、八五九円	一三、七六九円
五百人以上満	一五、二二五	一六、二二七	一六、五八二	一七、八五六	一四、三三六	一五、四〇八	一五、二二五	一六、二二七
千人以上満	一五、二二五	一六、二二七	一六、五八二	一七、八五六	一四、三三六	一五、四〇八	一五、二二五	一六、二二七
千人以上満	一五、二二五	一六、二二七	一六、五八二	一七、八五六	一四、三三六	一五、四〇八	一五、二二五	一六、二二七
二千人以上満	一八、二一一	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一六、九四三	一八、二二六	一八、二一一	一九、三八五
二千人以上満	一八、二一一	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一六、九四三	一八、二二六	一八、二一一	一九、三八五
三千人以上満	一八、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇二四	一九、二〇八	二〇、六六四	一八、九二〇	二〇、一九四
三千人以上満	一八、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇二四	一九、二〇八	二〇、六六四	一八、九二〇	二〇、一九四
五千人以上満	二二、五四六	二三、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二二、八三四	二三、四七二	二二、五四六	二三、〇〇二
五千人以上満	二二、五四六	二三、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二二、八三四	二三、四七二	二二、五四六	二三、〇〇二
一万人以上満	二六、〇七八	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、〇〇〇	二五、九二〇	二六、〇七八	二七、八九八

区市町村	区	市	町	村
一万人以上 一万五千人未満	二六、二六〇	二八、〇二〇	三〇、三三三	三二、六〇一
一万五千人以上 二万人未満	三〇、一六一	三二、〇九七	三五、五六五	三八、二〇五
二万人以上	三四、五六三	三六、八五一	三九、九六七	四二、九五九
			四一、三一八	四四、四八六

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	投票所の数			
		区	市	町	村
一万人未満	平日	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円
一万人未満	休日	一一、〇〇五	一一、八八五	八、八〇四円	九、五〇八円
千五百人以上 千八百人未満	平日	一一、二〇六	一一、二〇六	一四、二六二	一四、二六二
千五百人以上 千八百人未満	休日	一一、二〇六	一一、二〇六	一四、二六二	一四、二六二
二千人以上 二千八百人未満	平日	一三、一〇六	一四、二六二	一三、一〇六	一四、二六二
二千人以上 二千八百人未満	休日	一三、一〇六	一四、二六二	一三、一〇六	一四、二六二
三千人以上 三千八百人未満	平日	一三、一〇六	一四、二六二	一三、一〇六	一四、二六二
三千人以上 三千八百人未満	休日	一三、一〇六	一四、二六二	一三、一〇六	一四、二六二
五千人以上 一万八千人未満	平日	一五、四〇七	一五、四〇七	一六、六三九	一七、六〇八
五千人以上 一万八千人未満	休日	一五、四〇七	一五、四〇七	一六、六三九	一七、六〇八
一万八千人以上 一万五千人未満	平日	二二、一〇〇	二二、一〇〇	二四、二二一	二六、一四七
一万八千人以上 一万五千人未満	休日	二二、一〇〇	二二、一〇〇	二四、二二一	二六、一四七
一万五千人以上 二万人未満	平日	二四、二二一	二六、一四七	二八、六二三	三〇、九〇一
一万五千人以上 二万人未満	休日	二四、二二一	二六、一四七	二八、六二三	三〇、九〇一
二万人以上	平日	二八、六一三	三〇、九〇一	三三、三三三	三五、五六五
二万人以上	休日	二八、六一三	三〇、九〇一	三三、三三三	三五、五六五
				三九、六二八	四一、四〇九
				四一、四〇九	四二、七八六

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該

区市町村	区	市	町	村
一万人以上 一万五千人未満	三一、七七九	三三、九六三	三三、八八四	三六、四三二
一万五千人以上 二万人未満	四六、一八四	四九、四六〇	五二、〇二二	五六、〇一六
二万人以上	六二、八五五	六七、四〇五	六一、〇七六	六五、八〇八
			四九、〇二六	五二、八四八

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	投票所の数			
		区	市	町	村
一万人未満	平日	一一、三三〇円	一一、二四〇円	一三、五九六円	一四、六八八円
一万人未満	休日	一一、三三〇円	一一、二四〇円	一三、五九六円	一四、六八八円
千五百人以上 千八百人未満	平日	一三、五九六	一四、六八八	一五、八六二	一七、一三六
千五百人以上 千八百人未満	休日	一三、五九六	一四、六八八	一五、八六二	一七、一三六
二千人以上 二千八百人未満	平日	一五、八六二	一七、一三六	一八、二二八	一九、五八四
二千人以上 二千八百人未満	休日	一五、八六二	一七、一三六	一八、二二八	一九、五八四
三千人以上 三千八百人未満	平日	一五、八六二	一七、一三六	一八、二二八	一九、五八四
三千人以上 三千八百人未満	休日	一五、八六二	一七、一三六	一八、二二八	一九、五八四
五千人以上 一万八千人未満	平日	一八、二二八	一九、五八四	二一、六六〇	二四、四八〇
五千人以上 一万八千人未満	休日	一八、二二八	一九、五八四	二一、六六〇	二四、四八〇
一万八千人以上 一万五千人未満	平日	二二、六六〇	二四、四八〇	二四、九二六	二六、九二八
一万八千人以上 一万五千人未満	休日	二二、六六〇	二四、四八〇	二四、九二六	二六、九二八
一万五千人以上 二万人未満	平日	二七、一九二	二九、三七六	三一、七二四	三四、二七二
一万五千人以上 二万人未満	休日	二七、一九二	二九、三七六	三一、七二四	三四、二七二
二万人以上	平日	四〇、七八八	四四、〇六四	四九、八五二	五三、八五六
二万人以上	休日	四〇、七八八	四四、〇六四	四九、八五二	五三、八五六
				五八、九一六	六三、六四八
				五八、九一六	六三、六四八
				四七、五八六	五一、四〇八

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該

額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千九百七十八円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万九千九百七十一円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 六万二百十円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万三千二百三円

11 (略)

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、九百三十五円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基づく寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては千八百七十円、二級地にあつては千六百四十六円、三級地にあつては千五百九十九円、四級地にあつては千二百九十円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙人の数	投票区 市 町 村	選挙	衆議院議員選挙	投票区 市 町 村	選挙	参議院議員選挙	
	区	市	町	村	区	市	町

額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万三千九百四十一円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千二百三十三円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万四千六百六十六円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千七百四十九円

11 (略)

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、八百九十三円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基づく寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては千七百八十六円、二級地にあつては千五百七十二円、三級地にあつては千五百二十七円、四級地にあつては千二百三十二円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙人の数	投票区 市 町 村	選挙	衆議院議員選挙	投票区 市 町 村	選挙	参議院議員選挙	
	区	市	町	村	区	市	町

五百人未満	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
五百人以上満	一、六七一円	二、〇七一円	一、六七一円	二、〇七一円
千人未満	二、四七一円	二、八七一円	二、四七一円	二、八七一円
千人未満	二、四七一円	二、八七一円	二、四七一円	二、八七一円
二千人未満	三、二七一円	三、二七一円	三、二七一円	三、二七一円
二千人未満	三、二七一円	三、二七一円	三、二七一円	三、二七一円
三千人以上満	四、〇七一円	四、〇七一円	四、〇七一円	四、〇七一円
三千人以上満	四、〇七一円	四、〇七一円	四、〇七一円	四、〇七一円
五千人未満	五、二七一円	五、二七一円	五、二七一円	五、二七一円
五千人未満	五、二七一円	五、二七一円	五、二七一円	五、二七一円
一万人以上満	六、〇七一円	六、〇七一円	六、〇七一円	六、〇七一円
一万人以上満	六、〇七一円	六、〇七一円	六、〇七一円	六、〇七一円
二万人以上	六、八七一円	七、二七一円	六、八七一円	七、二七一円

14 ～ 16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建築物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

五百人未満	二、四七一円	二、〇七一円	二、四七一円	二、〇七一円
五百人以上満	二、八七一円	二、四七一円	二、八七一円	二、四七一円
千人未満	三、二七一円	二、八七一円	三、二七一円	二、八七一円
千人未満	三、二七一円	二、八七一円	三、二七一円	二、八七一円
二千人未満	三、二七一円	三、二七一円	三、二七一円	三、二七一円
二千人未満	三、二七一円	三、二七一円	三、二七一円	三、二七一円
三千人以上満	四、〇七一円	三、六七一円	四、〇七一円	三、六七一円
三千人以上満	四、〇七一円	四、〇七一円	四、〇七一円	四、〇七一円
五千人未満	五、二七一円	五、二七一円	五、二七一円	五、二七一円
五千人未満	五、二七一円	五、二七一円	五、二七一円	五、二七一円
一万人以上満	六、〇七一円	六、八七一円	六、〇七一円	六、八七一円
一万人以上満	六、〇七一円	六、八七一円	六、〇七一円	六、八七一円
二万人以上	八、八七一円	八、四七一円	八、八七一円	八、四七一円

14 ～ 16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

(新設)

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三万人未満	八七〇、五七八	八八五、七一四
三万人以上	九四一、四三九	九五七、八〇七

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所 の経費 の算定 の単位	平日	休日
千人未満	二二二、一三〇七 円	二二五、一二三 円
千人未満	三三二、一五三	三三五、五五三
二千人未満	四三九、二四一	四四五、二二五
五千人未満	五三八、四七五	五四六、〇四三
一万人未満	六四六、九〇五	六五六、〇五七
一万五千人未満	七四五、八〇三	七五六、五三九
二万人未満	八七六、〇六六	八八八、七三八
三万人未満	一、〇三四、二九三	一、〇四九、四二九
三万人以上	一、一五五、三八四	一、一七一、七五二

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

平日	休日
----	----

三万人未満	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所 の経費 の算定 の単位	平日	休日
千人未満	三〇九、四一六 円	三一九、二〇八 円
千人未満	四三八、〇五一	四五二、七三九
二千人未満	五六一、六三七	五八〇、六七七
五千人未満	六七六、三六八	六九九、七六〇
一万人未満	八一四、五八八	八四二、八七六
一万五千人未満	一、〇二九、〇三三	一、〇六五、四八一
二万人未満	一、二八一、四六二	一、三二七、一五八
三万人未満	一、四五三、〇二八	一、五〇五、二五二
三万人以上	一、五八二、七二六	一、六三八、八三六

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

平日	休日
----	----

三万人以上	一六四、八四一	一、〇四八、九九二
二万人未満	一一八、三〇七	九三五、九〇九

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一五二、一一二円
千人以上	二二七、六七五
二千人未満	三二三、二三八
二千人以上	四〇八、八〇一
三千人未満	四九四、三六四
三千人以上	五七九、九二七
一万人未満	六八四、五〇四
一万人以上	八一七、六〇二
二万人未満	八八四、一五一
二万人以上	
三万人以上	

7 参议院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の平日	平日	休日
-------	----	----

三万人以上	一二五、八一二	一、四〇〇、九〇六
二万人未満	一一二、七七二	一、二八七、七一六

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一一〇、三〇二円
千人以上	三三〇、四五三
二千人未満	四二八、三六五
二千人以上	五二六、二七七
三千人未満	六三六、四二八
三千人以上	八二〇、〇一三
一万人未満	一、〇二八、〇七六
一万人以上	一、一七四、九四四
二万人未満	一、二八五、〇九五
二万人以上	
三万人以上	

7 参议院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の平日	平日	休日
-------	----	----

千人未満	千人以上 未満	二千人以上 未満	三千人以上 未満	五千人以上 未満	一万人以上 未満	二万五千人以上 未満	五万人以上 未満	三万人以上
二二三、八五九 円	三二七、九五三	四二一、二八九	五一五、七七一	六一九、四四九	七二二、五九五	八三八、〇五〇	九八八、八八五	一、一〇六、二八〇
二二六、六七五 円	三二二、三五三	四二七、二七三	五二二、三三九	六二八、六〇一	七二四、三三一	八五〇、七二二	一、〇〇四、〇二一	一、一二二、六四八

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千人未満	千人以上 未満	二千人以上 未満	三千人以上 未満	五千人以上 未満	一万人以上 未満	二万五千人以上 未満	五万人以上 未満	二万五千人以上 未満
一六一、九六八 円	二五三、〇七五	三四四、一八二	四三五、二八九	五二六、三九六	六一七、五〇三	七二八、八五六		
一六四、七八四 円	二五七、四七五	三五〇、一六六	四四二、八五七	五三五、五四八	六二八、二九九	七四一、五二八		

千人未満	千人以上 未満	二千人以上 未満	三千人以上 未満	五千人以上 未満	一万人以上 未満	二万五千人以上 未満	五万人以上 未満	三万人以上
三〇二、九〇〇 円	四二八、二七七	五四八、九六七	六六〇、八〇二	七九五、七六四	一、〇〇四、七七九	一、二五一、〇五四	一、四一八、二七六	一、五四三、七〇六
三一二、六七四 円	四四二、九三八	五六七、九七二	六八四、一五一	八二四、〇〇〇	一、〇四一、一六〇	一、二九六、六六六	一、四七〇、四〇四	一、六〇〇、七二一

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千人未満	千人以上 未満	二千人以上 未満	三千人以上 未満	五千人以上 未満	一万人以上 未満	二万五千人以上 未満	五万人以上 未満	二万五千人以上 未満
二四四、七八二 円	三六七、一七三	四七五、九六五	五八四、七五七	七〇七、一四八	九一一、一三三	一、一四二、三一六		
二五四、五五六 円	三八一、八三四	四九四、九七〇	六〇八、一〇六	七三五、三八四	九四七、五一四	一、一八七、九二八		

二万人未満	八七〇、五七八	八八五、七二四
三万人以上	九四一、四三九	九五七、八〇七

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の定員 千人未満	開票所の定員 千人以上	平日	休日
千人未満	千人未満	二二二、三〇七円	二三五、一一三円
千人未満	千人未満	三三一、一五三	三三五、五五三
二千人未満	二千人未満	四三九、二四一	四四五、二二五
二千人未満	二千人未満	五三八、四七五	五四六、〇四三
五千人未満	五千人未満	六四六、九〇五	六五六、〇五七
一万人未満	一万人未満	七四五、八〇三	七五六、五三九
二万人未満	二万人未満	八七六、〇六六	八八八、七三八
三万人以上	三万人以上	一、〇三四、二九三	一、〇四九、四二九
三万人以上	三万人以上	一、一五五、三八四	一、一七一、七五二

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の定員 千人未満	平日	休日
----------------	----	----

二万人未満	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の定員 千人未満	開票所の定員 千人以上	平日	休日
千人未満	千人未満	三〇九、四一六円	三一九、二〇八円
千人未満	千人未満	四三八、〇五一	四五二、七三九
二千人未満	二千人未満	五六一、六三七	五八〇、六七七
二千人未満	二千人未満	六七六、三六八	六九九、七六〇
五千人未満	五千人未満	八一四、五八八	八四二、八七六
一万人未満	一万人未満	一、〇二九、〇三三	一、〇六五、四八一
二万人未満	二万人未満	一、二八一、四六二	一、三二七、一五八
三万人以上	三万人以上	一、四五三、〇二八	一、五〇五、二五二
三万人以上	三万人以上	一、五八一、七二六	一、六三八、八三六

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の定員 千人未満	平日	休日
----------------	----	----

選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数
千人未満	千人以上 一万人未満	一万人以上 二万人未満	二万人以上 三万人未満	三万人以上 四万人未満	四万人以上 五万人未満	五万人以上 六万人未満	六万人以上 七万人未満	七万人以上 八万人未満	八万人以上 九万人未満	九万人以上 十万人未満	十万人以上
一七〇、四一六円	二六六、二七五	三六二、一三四	四五七、九九三	五五三、八五二	六四九、七一一	七六六、八七二	九一五、九八六	九九〇、五四三	一、〇〇六、九一一	一、〇〇六、九一一	一、〇〇六、九一一
一七三、二二二円	二七〇、六七五	三六八、一一八	四六五、五六一	五六三、〇〇四	六六〇、四四七	七七九、五四四	九三一、一二二	一、〇〇六、九一一	一、〇〇六、九一一	一、〇〇六、九一一	一、〇〇六、九一一

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数
千人未満	千人以上 一万人未満	一万人以上 二万人未満	二万人以上 三万人未満	三万人以上 四万人未満	四万人以上 五万人未満	五万人以上 六万人未満	六万人以上 七万人未満	七万人以上 八万人未満	八万人以上 九万人未満	九万人以上 十万人未満	十万人以上
一七〇、四一六円	二六六、二七五	三六二、一三四	四五七、九九三	五五三、八五二	六四九、七一一	七六六、八七二	九一五、九八六	九九〇、五四三	一、〇〇六、九一一	一、〇〇六、九一一	一、〇〇六、九一一
一七三、二二二円	二七〇、六七五	三六八、一一八	四六五、五六一	五六三、〇〇四	六六〇、四四七	七七九、五四四	九三一、一二二	一、〇〇六、九一一	一、〇〇六、九一一	一、〇〇六、九一一	一、〇〇六、九一一

選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数
千人未満	千人以上 一万人未満	一万人以上 二万人未満	二万人以上 三万人未満	三万人以上 四万人未満	四万人以上 五万人未満	五万人以上 六万人未満	六万人以上 七万人未満	七万人以上 八万人未満	八万人以上 九万人未満	九万人以上 十万人未満	十万人以上
二五二、二九八円	三七六、九四七	四八八、六三五	六〇〇、三二三	七二五、九七二	九三五、三八七	一、一七二、七二四	一、三四〇、二五六	一、四六五、九〇五	一、四六五、九〇五	一、四六五、九〇五	一、四六五、九〇五
二六一、〇九〇円	三九一、六三五	五〇七、六七五	六二二、七一五	七五四、二六〇	九七一、八三五	一、二二八、四二〇	一、三九二、四八〇	一、五二三、〇二五	一、五二三、〇二五	一、五二三、〇二五	一、五二三、〇二五

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数	選挙区 の選民 の人数
千人未満	千人以上 一万人未満	一万人以上 二万人未満	二万人以上 三万人未満	三万人以上 四万人未満	四万人以上 五万人未満	五万人以上 六万人未満	六万人以上 七万人未満	七万人以上 八万人未満	八万人以上 九万人未満	九万人以上 十万人未満	十万人以上
二五二、二九八円	三七六、九四七	四八八、六三五	六〇〇、三二三	七二五、九七二	九三五、三八七	一、一七二、七二四	一、三四〇、二五六	一、四六五、九〇五	一、四六五、九〇五	一、四六五、九〇五	一、四六五、九〇五
二六一、〇九〇円	三九一、六三五	五〇七、六七五	六二二、七一五	七五四、二六〇	九七一、八三五	一、二二八、四二〇	一、三九二、四八〇	一、五二三、〇二五	一、五二三、〇二五	一、五二三、〇二五	一、五二三、〇二五

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一五二、一一二円
千人以上	二三七、六七五
二千人未満	三二三、二三八
二千人以上	四〇八、八〇一
三千人未満	四九四、三六四
三千人以上	五七九、九二七
一万人未満	六八四、五〇四
一万人以上	八一七、六〇二
二万人未満	八八四、一五一
二万人以上	
三万人以上	

17 13 16 (略) 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一一〇、三〇二円
千人以上	三三〇、四五三
二千人未満	四二八、三六五
二千人以上	五二六、二七七
三千人未満	六三六、四二八
三千人以上	八二〇、〇一三
一万人未満	一、〇二八、〇七六
一万人以上	一、一七四、九四四
二万人未満	一、二八五、〇九五
二万人以上	
三万人以上	

17 13 16 (略) 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人をこえる数一万人ごとに百分の三十を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)
 第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六六四、〇一七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇三、二七六
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二七四、六四七

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万三千六百四十二円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万六千二百円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百二十三万九百三十円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、二万八千三十五円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては五万六千七十円、二級地にあつては四万九千三百四十二円、三級地にあつては四万七千九百四十円、四級地にあつては三万八千六百八十八円をそれぞれ加算するものとする。

(選挙公報発行費)
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道

(選挙会経費及び選挙分会経費)
 第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、〇四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、一九七
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六六、四六四

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万七千五百二十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十二万七千二百円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十三万九千八百八十五円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、二万六千七百七十五円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては五万三千五百五十円、二級地にあつては四万七千二百二十四円、三級地にあつては四万五千七百八十五円、四級地にあつては三万六千九百五十円をそれぞれ加算するものとする。

(選挙公報発行費)
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道

府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府県の世帯数	選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	銭	四二	九八	一八	三六
二 三十万以上 四十万未満	円	銭	四二	三三	一八	一四
三 四十万以上 五十万未満	円	銭	四一	二二	一七	六七
四 五十万以上 五十万未満	円	銭	八七	六一	一七	五七
五 五十万以上 七十万未満	円	銭	二二	〇四	一七	二〇
六 七十万以上 百万未満	円	銭	九八	〇四	一七	二〇
七 百万以上	円	銭	三七	八二	一七	〇〇

254 (略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村	区	市	町	村
-----	------	---	---	---	---

府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府県の世帯数	選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	銭	四二	〇三	一八	七八
二 三十万以上 四十万未満	円	銭	四四	五五	一八	三六
三 四十万以上 五十万未満	円	銭	四三	二九	一七	八九
四 五十万以上 五十万未満	円	銭	四三	七五	一七	七三
五 五十万以上 七十万未満	円	銭	四二	七三	一七	四八
六 七十万以上 百万未満	円	銭	九四	七三	一七	四八
七 百万以上	円	銭	三九	八二	一七	二一

254 (略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村	区	市	町	村
-----	------	---	---	---	---

九 未 満	一四、七〇〇 円	一三、六五〇 円	一三、六〇〇 円
九 三 以 未 満 上	一六、二七五	一五、一二五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金 額	
	平日	休 日
昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	七、九二一 円	二四、五二八
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二四、五二八	二五、八四九

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千五百五十円、休日にあつては一万七千八百二十六円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 (略)

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、三百七十四円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては七百四十八円、二級地にあつては六百五十八円、三級地にあつては六百四十円、四級地にあつては五百十六円をそれぞれ加算するものとする。

7 (略)

(事務費)

九 未 満	一五、一二五 円	一四、一七五 円	一三、一二五 円
九 三 以 未 満 上	一六、八〇〇	一五、七五〇	一四、七〇〇
十 三 以 上	一八、三七五	一七、三二五	一六、二七五

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金 額	
	平日	休 日
昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	六、八六六 円	二二、三二七
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二二、三二七	二五、三二七

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千九百九十八円、休日にあつては一万八千三百五十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 (略)

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、三百五十七円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては七百四十四円、二級地にあつては六百二十八円、三級地にあつては六百十円、四級地にあつては四百九十三円をそれぞれ加算するものとする。

7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を
 除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙
 事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に
 掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選
 挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別
 の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本
 額を定めることができる。

都道府県	区		
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、五五五、三三三	一三、四四七、五五五
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二二、二二二、二二二	一六、一六六、一六六
	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	二四、二四二、二四二	一八、一八八、一八八
	選挙人の数が一百万人以上二百二十五万人未満のもの	二七、二七二、二七二	二〇、二〇七、二〇七
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	三〇、三〇七、三〇七	二二、二二二、二二二
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	三三、三三二、三三二	二四、二四四、二四四
	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	三六、三六六、三六六	二七、二七二、二七二
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	三九、三九六、三九六	三〇、三〇七、三〇七
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの	四二、四二二、四二二	三三、三三二、三三二
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	四五、四五五、四五五	三六、三六六、三六六
都道府県の支庁又は地方事務所	認定出先機関	二六、二六六、二六六	二〇、二〇七、二〇七
大 都 市	選挙人の数が五万人未満のもの	一〇、一〇一、一〇一	八、八八八、八八八
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一三、一三三、一三三	一〇、一〇一、一〇一
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一六、一六六、一六六	一三、一三三、一三三
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	一九、一九九、一九九	一六、一六六、一六六
	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	二二、二二二、二二二	一九、一九九、一九九
	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの	二五、二五五、二五五	二二、二二二、二二二
	選挙人の数が三十万人以上三十五万人未満のもの	二八、二八八、二八八	二五、二五五、二五五
	選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの	三一、三一三、三一三	二八、二八八、二八八
	選挙人の数が四十万人以上四十五万人未満のもの	三四、三四四、三四四	三一、三一三、三一三
	選挙人の数が四十五万人以上五十万人未満のもの	三七、三七一、三七一	三四、三四四、三四四
区	選挙人の数が三万人未満のもの	三、三三三、三三三	二、二二二、二二二
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、四四四、四四四	三、三三三、三三三
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	五、五五五、五五五	四、四四四、四四四
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	六、六六六、六六六	五、五五五、五五五
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	七、七七七、七七七	六、六六六、六六六
	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	八、八八八、八八八	七、七七七、七七七
	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの	九、八八八、八八八	八、八八八、八八八
	選挙人の数が三十万人以上三十五万人未満のもの	一〇、九九九、九九九	九、九九九、九九九
	選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの	一一、一〇〇、一〇〇	一〇、一〇〇、一〇〇
	選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの	一二、一一一、一一一	一一、一一一、一一一
町 村	選挙人の数が千人未満のもの	一、一〇一、一〇一	一、一〇一、一〇一
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二、二〇二、二〇二	二、二〇二、二〇二
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	三、三〇三、三〇三	三、三〇三、三〇三
	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	四、四〇四、四〇四	四、四〇四、四〇四
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	五、五〇五、五〇五	五、五〇五、五〇五
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	六、六〇六、六〇六	六、六〇六、六〇六
	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	七、七〇七、七〇七	七、七〇七、七〇七
	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	八、八〇八、八〇八	八、八〇八、八〇八
	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	九、九〇九、九〇九	九、九〇九、九〇九
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一〇、一〇一〇、一〇一〇	一〇、一〇一〇、一〇一〇

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機
 関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合
 においては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た
 額を加算する。

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を
 除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙
 事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に
 掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選
 挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別
 の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本
 額を定めることができる。

都道府県	区		
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、五五五、三三三	一三、四四七、五五五
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二二、二二二、二二二	一六、一六六、一六六
	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	二四、二四二、二四二	一八、一八八、一八八
	選挙人の数が一百万人以上二百二十五万人未満のもの	二七、二七二、二七二	二〇、二〇七、二〇七
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	三〇、三〇七、三〇七	二二、二二二、二二二
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	三三、三三二、三三二	二四、二四四、二四四
	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	三六、三六六、三六六	二七、二七二、二七二
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	三九、三九六、三九六	三〇、三〇七、三〇七
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの	四二、四二二、四二二	三三、三三二、三三二
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	四五、四五五、四五五	三六、三六六、三六六
都道府県の支庁又は地方事務所	認定出先機関	二六、二六六、二六六	二〇、二〇七、二〇七
大 都 市	選挙人の数が五万人未満のもの	一〇、一〇一、一〇一	八、八八八、八八八
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一三、一三三、一三三	一〇、一〇一、一〇一
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一六、一六六、一六六	一三、一三三、一三三
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	一九、一九九、一九九	一六、一六六、一六六
	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	二二、二二二、二二二	一九、一九九、一九九
	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの	二五、二五五、二五五	二二、二二二、二二二
	選挙人の数が三十万人以上三十五万人未満のもの	二八、二八八、二八八	二五、二五五、二五五
	選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの	三一、三一三、三一三	二八、二八八、二八八
	選挙人の数が四十万人以上四十五万人未満のもの	三四、三四四、三四四	三一、三一三、三一三
	選挙人の数が四十五万人以上五十万人未満のもの	三七、三七一、三七一	三四、三四四、三四四
区	選挙人の数が三万人未満のもの	三、三三三、三三三	二、二二二、二二二
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、四四四、四四四	三、三三三、三三三
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	五、五五五、五五五	四、四四四、四四四
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	六、六六六、六六六	五、五五五、五五五
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	七、七七七、七七七	六、六六六、六六六
	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	八、八八八、八八八	七、七七七、七七七
	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの	九、八八八、八八八	八、八八八、八八八
	選挙人の数が三十万人以上三十五万人未満のもの	一〇、九九九、九九九	九、九九九、九九九
	選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの	一一、一〇〇、一〇〇	一〇、一〇〇、一〇〇
	選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの	一二、一一一、一一一	一一、一一一、一一一
町 村	選挙人の数が千人未満のもの	一、一〇一、一〇一	一、一〇一、一〇一
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二、二〇二、二〇二	二、二〇二、二〇二
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	三、三〇三、三〇三	三、三〇三、三〇三
	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	四、四〇四、四〇四	四、四〇四、四〇四
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	五、五〇五、五〇五	五、五〇五、五〇五
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	六、六〇六、六〇六	六、六〇六、六〇六
	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	七、七〇七、七〇七	七、七〇七、七〇七
	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	八、八〇八、八〇八	八、八〇八、八〇八
	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	九、九〇九、九〇九	九、九〇九、九〇九
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一〇、一〇一〇、一〇一〇	一〇、一〇一〇、一〇一〇

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機
 関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合
 においては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た
 額を加算する。

第十七条 (略)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比
例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う
場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経
費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の
適用については、同条第一項の表中「二、二七四、六四七」とあ
るのは「一、二七五、六七六」と、同条第二項中「百十二万千九
百三十円」とあるのは「六十八万三千九百八十円」とする。

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項、第四条の二第三項、第五条第十六項
及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理する
こととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定
する第一号法定受託事務とする。

第十七条 (略)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比
例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う
場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経
費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の
適用については、同条第一項の表中「二、二六六、四六四」とあ
るのは「一、二七四、二〇七」と、同条第二項中「百十三万千九
百八十五円」とあるのは「六十九万百十円」とする。

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項、
、第五条第十六項
及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理する
こととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定
する第一号法定受託事務とする。

【附則第三項関係】

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

別表第一第一号法定受託事務（第二条関係） （略）		別表第一第一号法定受託事務（第二条関係） （略）	
国会議員の選挙等の 執行経費の基準に關 する法律（昭和二十五 年法律第百七十九号） （略）	第四条第十五項、 第四条の二第三項、 第五条第十六項及び 第十三条第一項 ただし書の規定によ り都道府県が処 理することとされて いる事務 （略）	国会議員の選挙等の 執行経費の基準に關 する法律（昭和二十五 年法律第百七十九号） （略）	第四条第十五項、 第五条第十六項及び 第十三条第一項 ただし書の規定によ り都道府県が処 理することとされて いる事務 （略）